

平成24年7月24日

南丹市リユース掲示板利用規約

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭で不要となった使用可能な生活用品に関する情報交換の場を提供する「南丹市リユース掲示板」(以下「掲示板」という。)の運営に関して必要な事項を定め、ごみの排出抑制及び不用品の再利用を促進することを目的とする。

(掲示板の設置)

第2条 南丹市は、インターネットからアクセスできる電子掲示板を設置し、利用者登録情報の管理、記事の記載承認等を行う管理者となる。

(掲示板利用者)

第3条 掲示板利用者(以下「利用者」という。)は、南丹市在住の営利を目的としない18歳以上の者で、事前に住所、氏名、電話番号、メールアドレス等(以下「登録情報」という。)を入力して利用者登録を行うものとする。

2 管理者は、登録情報に誤り、虚偽、又は同一人物による複数登録等の記載があるときは、利用者に訂正を求め、又は利用者の承諾なしに利用者登録を抹消するものとする。

(掲示数の制限)

第4条 あげます情報又はください情報(以下「親記事」という。)は利用者一人につきそれぞれ最大3点まで同時に投稿できることとする。

2 親記事に対する質問、回答、補足等の返信(以下「子記事」という。)の掲示数には特に制限は設けない。

(取扱物品)

第5条 情報掲示板で取り扱う物品は、家具、電気製品、生活用品等で、次の要件を備えるものとする。

- (1) 再利用が可能なもの
- (2) 物品の性質が再利用にふさわしいもの
- (3) 再利用にあたり危険を伴わないもの
- (4) 法令等の規定によるリサイクルが義務付けられていないもの
- (5) 営利を目的としないもの
- (6) その他、掲示板の運営に支障がないもの

2 次の各号の要件にあたる物品を掲示板で取り扱うことを禁止する。禁止された行為が確認された場合、掲示板管理者は該当する記事を削除できることとする。

- (1) 生物（イヌ、ネコなど）（ただし鉢植えは除く）
- (2) 携帯電話機、バイク、自動車、自転車等の登録、名義変更が必要なもの
- (3) 飲食物、化粧品、医療用品、美術品、貴金属、金券類
- (4) 使用に修理・清掃が必要なもの、使用期限が切れているもの
- (5) その他法律に反する物品

（掲示期間）

第6条 投稿された親記事の掲示期間は、掲載日の翌日から30日間とする。掲示期間が経過したとき、親記事及びその子記事は原則として削除される。

（取引成立、不成立、記事取り下げの報告）

第7条 親記事の投稿者は取引が成立した場合、取引が不成立となった場合、若しくは記事を取り下げる場合には、自身で記事を削除するとともに管理者まで通知しなければならない。

- 2 前項に代えて、取引が成立した旨、もしくは締め切った旨の記事を投稿してもよい。このとき、最後の記事が掲載されてから30日後にこの記事は削除される。

（取扱物品の価格）

第8条 取扱物品の価格は、原則として無料とする。ただし、提供者が有料での提供を希望した場合は、価格の交渉及びその他の処理はすべて提供者と希望者の双方で処理するものとする。

- 2 前項ただし書きの場合において、南丹市は一切の責任を負わない。

（禁止事項）

第9条 掲示板の利用に当たり、次の各号にあたる行為を禁止する。禁止された行為が確認された場合、掲示板管理者は該当する記事を削除できることとする。

- (1) 営利目的での登録
- (2) 事実と異なる情報、または事実を誤解させるおそれのある情報の掲載
- (3) その他公序良俗に反するような文章、画像の掲載

（免責）

第10条 南丹市は、市の故意又は重過失に直接起因する場合を除いて、次の各号についていかなる責任も費用も負わない。

- (1) 掲示された物品の品質
- (2) 掲示板の記載事項又は投稿に関連して、利用者が受ける第三者からの問い合わせ、抗議、クレーム
- (3) 第三者の不正アクセスによる掲示板の内容、投稿記事の抹消又は改ざん
- (4) システムトラブル等や開発上の都合による掲示板の内容、投稿記事の抹消

(個人情報の取り扱い)

第11条 市は南丹市個人情報保護条例に従って個人情報を保護、管理する。

2 前項の規定に関わらず、利用者は自らの判断で掲示板を利用することとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。